

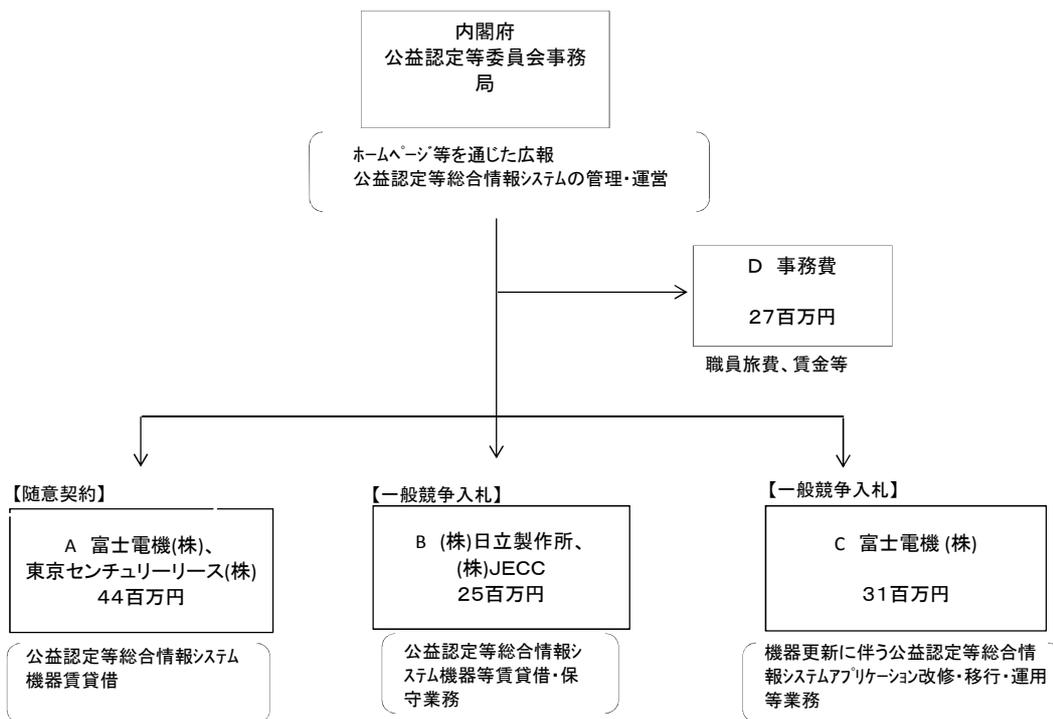
平成26年行政事業レビューシート (内閣府)

事業名	公益法人制度の適正な運営の推進に必要な経費		担当部局庁	公益認定等委員会事務局 大臣官房公益法人行政担当室		作成責任者	総務課長 山内 達矢	
事業開始・終了(予定)年度	平成19年度・終了(予定)なし		担当課室	総務課				
会計区分	一般会計		政策・施策名	75 公益法人制度の運営と認定・監督等の実施 (政策17-施策①)				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律		関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	公益法人による公益活動を支援するとともに、法人の自己規律の確立や適正な法人運営の確保を図ることにより、公益法人の活動の健全な発展を促進し、「民による公益の増進」を推進する。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<ul style="list-style-type: none"> ・新制度に基づく法人からの申請等に係る審査・諮問・委員会答申に基づく認定等 ・新制度の周知や申請促進を図るためのホームページ等を通じた広報等の実施 ・公益認定等総合情報システム(※)の管理・運営 ※申請者による書類の提出や、行政庁における業務処理をオンラインで実施することを可能としたシステム ・公益社団・財団法人等に対する適切な監督の実施 							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算の状況	当初予算	89	84	130	94		
		補正予算	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-		
		計	89	84	130	94		
執行額	81	80	128					
執行率(%)	90.6%	95.4%	97.8%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	
	成果実績は、各年度で公益認定等の処分を受けた法人数とし、申請から答申までの期間を原則4か月以内とする(特別な事情により超過するものを除く)ことを目標とする。 ※1 特別な事情とは、法人において社員総会を開催する必要が生じる場合や慎重な審査を必要とする場合のこと。 ※2 成果実績欄の上段は各年度の公益認定等の処分件数、中段は公益認定等委員会から答申された法人のうち、特別な事情のある法人を除き4か月以内に答申された法人の割合、下段は中段の算出式。 (注:成果実績中段を、申請から処分までの期間ではなく、申請から答申までの期間で算出した理由は、法律により、法人は行政庁の処分後2週間以内に登記をする必要があるため、移行時期を会計年度の開始に合わせたいという法人側の要請により、答申が出た後、行政庁による処分を待つことがあることから、成果指標としての実態を正しく反映させるため、申請から答申までの期間とした。) ※3 平成23年8月に標準処理期間を4か月と設定したため、23年度成果実績は公益認定等を受けた件数のみ。 ※4 目標値は平成25年度に設定された	成果実績	件(%)	1622件 (-)	1436件 (100%) 841/(1501-660)	452件 (100%) 224/(444-220)		
		目標値	件(%)	-	-	500件 (100%)	100%	
		達成度	%	-	(100%)	90.4% (100%)		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	各種相談会の開催やホームページ「公益法人information」等の広報媒体の活用により早期の移行申請を促す。 ※活動指標は申請件数とした。特例民法法人の新制度移行期間は平成25年11月末をもって終了している。 公益認定等総合情報システムによる電子申請の推進により申請、審査等の効率化等を行う。 ※活動指標は電子申請率とした。 移行後の公益法人等の監督について、不利益処分である命令及び認定・認可の取消しに至ることの無いよう適切に行う。 ※活動指標は処分率とした。 所管法人に対する立入検査件数 ※活動指標は各年度の立入検査件数とした。	活動実績(当初見込み)	件	1,775 (2,000)	1,462 (1,500)	388 (500)	-	
		活動実績(当初見込み)	%	99.1 (100)	99.1 (100)	99.0 (100)	-	
		活動実績(当初見込み)	%	0 (1%以下)	0 (1%以下)	0 (1%以下)	-	
活動実績(当初見込み)		件	12 (650)	28 (650)	141 (650)	-		
単位当たりコスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	① ÷ (② + ③) ① 予算執行額 ② 各年度移行申請件数(国+都道府県) ③ 前年度までの移行済み法人数(国+都道府県)※提出書類等電子申請 ※①のうち55%は都道府県が負担 ※申請前法人等の利用についてはコスト算出にあたり考慮していない。 (参考:H25年度トップページへのアクセス件数 506万件)		単位当たりコスト	-	6,726(円/件)	6,446(円/件)	-	
			計算式	/	79,687千円/ (2,994件+8,853法人)	127,605千円/ (2,556件+17,240法人)	83,837千円/ (国+都道府県監督法人数)	
算内取 円(単位:百万円)	費目		26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由			
	職員旅費		8					
	委員等旅費		8					
	庁費		32					
	情報処理業務庁費		46					
	計		94					

事業所管部局による点検・改善

項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し「民による公益の増進」に寄与するとともに、主務官庁の裁量権に基づく許可の不明瞭性等の従来の公益法人制度の問題点を解決することを目的として平成20年から開始された制度であり、公益性等の判断は国会の同意を得て任命された委員により構成される公益認定等委員会において行うこととされている。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	調達の一部システム保守延長案件を除き一般競争入札により行っており、競争性の確保とコストの低減に努めている。業務の効率化、予算の適正支出に常に努めている。システムについては都道府県も利用するが、利用契約を締結し所定の分担金の支払いを受けている。厳に必要なものだけに限定して支出している。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○			
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—			
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	—			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	システムを利用した申請は99%に達している。申請件数については、各種相談会の開催やホームページ「公益法人information」などの広報媒体の活用により、未申請法人に早期申請を促した結果、500件の目標に対して、その約78%にあたる388件の申請を受け付けた。公益認定等の処分については、平成25年度は452件の公益認定等の処分を行い、特別な事情がある場合を除き、全ての法人について申請から4ヶ月以内に公益認定等の諮問を行った。法人の監督については、法人からの定期提出書類の確認や必要に応じた報告徴収の実施等を通じ法人に対する適切な監督を実施し、結果として不利益処分を課す法人はなかった。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	—			
	事業番号	類似事業名		所管府省・部局名	
点検・改善結果	点検結果	【目標の達成状況の検証】 平成20年12月の制度開始から、26年3月末までの間に計4,496法人から申請を受け付け、4,391法人(約98%)の審査を終えている。平成24年12月の法人移行動向調査によると、内閣府への移行を希望する法人は4,448法人であり、目標である「新制度への円滑な移行」に対して、順調に進んだものと言える。 また、平成25年度において監督対象となる約3,900法人(公益法人約2,000、一般移行法人約1,900)について、定期提出書類の確認や必要に応じた立入検査等を実施した結果、不利益処分を課すような事例はなく、目標である「適正な法人運営の確保」がなされているものと言える。			
	改善の方向性	【今後の方向性】 移行期間が終了し、今後は新たに公益認定申請を希望する法人が増え、「民による公益の増進」がなされるよう、各種媒体を活用した情報発信、各種相談対応等を通じて制度の周知に努め、特段の事情がない限り、申請から4ヶ月以内に手続を終えられるよう柔軟、迅速かつ適切な審査を進める。 また、平成25年度末時点で、監督の対象となる法人が4,500(公益法人約2,300、一般移行法人2,200)を超え、26年度から本格的な立入検査を行うこととなるが、引き続き適切な監督の実施に努めることで、適正な法人運営の確保を実現し、引き続き効果的、効率的経費の執行に努める。			
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成23年	0150	平成24年	0145	平成25年	0102

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
 (単位:百万円)

A.富士電機(株)、日本センチュリーリース			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
情報処理業務庁費	公益認定等総合情報システム機器賃貸借	44			
計		44	計		0
B.(株)日立製作所、(株)JECC			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
情報処理業務庁費	公益認定等総合情報システム機器等賃貸借・保守業務	25			
計		25	計		0
C.富士電機(株)			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
情報処理業務庁費	機器更新に伴う公益認定等総合情報システムアプリケーション改修・移行・運用等業務	31			
計		31	計		0
D. 期間業務職員1			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
庁費	期間業務職員賃金	3			
計		3	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	富士電機(株)、日本センチュリー	公益認定等総合情報システム機器賃貸借	44	-	-

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)日立製作所、(株)JECC	公益認定等総合情報システム機器等賃貸借・保守業務(国庫債務負担行為)	25	2	72.9

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	富士電機 株	公益認定等総合情報システム機能拡充(国庫債務負担行為)	31	1	82.1

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	期間業務職員1	事務局における一般事務(賃金)	3	-	-
2	期間業務職員2	事務局における一般事務(賃金)	3	-	-
3	期間業務職員3	事務局における一般事務(賃金)	3	-	-
4	期間業務職員4	事務局における一般事務(賃金)	3	-	-
5	期間業務職員5	事務局における一般事務(賃金)	3	-	-
6	期間業務職員6	事務局における一般事務(賃金)	2	-	-
7	期間業務職員7	事務局における一般事務(賃金)	2	-	-
8	期間業務職員8	事務局における一般事務(賃金)	2	-	-
9	期間業務職員9	事務局における一般事務(賃金)	1	-	-
10	期間業務職員10	事務局における一般事務(賃金)	1	-	-